

狂犬病予防集合注射を実施します

狂犬病予防法で、犬の飼い主は、狂犬病予防注射の受診（毎年１回）が義務付けられています。

集合注射費用 3,070円

（注射料2,570円・注射済票交付料500円）



登録・注射日程	受付時間	実施場所
10月24日 (日)	午前９時～10時	三加和総合支所裏車庫前
	午前11時～正午	役場本庁裏車庫前

※会場には必ず犬を制御できる人が犬を連れて来てください。

※狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。動物病院で注射を受けた場合は、注射済証と注射済票交付手数料500円を持って、役場で注射済票の交付を受けてください。

犬の登録を忘れずに

狂犬病予防法で、犬の飼い主は、犬の登録（生涯一度）が義務付けられています。

登録をしていない飼い主は、印鑑（認印）と登録手数料（一頭3,000円）を持って、役場で登録申請をし、鑑札を受けてください。

飼い犬には鑑札と注射済票をつけましょう

狂犬病予防法で、飼い犬に鑑札と注射済票をつけることが義務付けられています。

迷い犬を役場で保護した場合は、鑑札や注射済票で飼い主を特定します。鑑札や注射済票は、常に犬に着けておきましょう。

問い合わせ先

本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723

総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線754）

県民手帳はお近くの書店で

前年度まで各区長さんを通じ、町で取りまとめていた県民手帳は、今年から取りまとめをしないことになりました。今後は、お近くの書店などで購入ください。なお、町内では下記店舗で取り扱っています。

●セブン-イレブン 菊水インター店
和水町前原2 3 5番地 ☎0968・75・8033

●セブン-イレブン 和水町江田店
和水町江田4 8 7番地7 ☎0968・57・7432

問い合わせ先 まちづくり推進課 企画調整係 ☎0968・86・5721

おわびと訂正

広報なごみ8月号（8ページ）に掲載した内容に一部誤りがありました。

●肥後民家村は、「令和元年7月から敷地内禁煙となる施設」と掲載していましたが、「令和2年4月から敷地内禁煙となる施設」となります。

●和水町斎場、和水町春富集会センターは、「令和2年4月から屋内禁煙となる施設」と掲載していましたが、「令和元年7月から敷地内禁煙となる施設で、屋外の指定された場所のみ喫煙ができる施設」となります。
訂正しておわびします。

お知らせ 一般不妊治療費（人工授精）助成事業

10月から、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、一般不妊治療にかかる費用の一部を助成する事業を実施します。

●対象者

下記の①～③の要件を全て満たす人が対象となります。

- ①医療機関で不妊症と判断された夫婦であること
- ②治療機関の初日の妻の年齢が41歳未満であること
- ③人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して熊本県内に住所登録があること

●対象となる治療費など

10月1日以降に医療機関で受けた保険外診療の人工授精とします。ただし、文書料、個室料などの治療に直接関係ない費用は除きます。

●問

本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0968・86・5724

お知らせ 労使紛争の解決に「あっせん」をご利用ください

県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主との間に起きたトラブルについて、自主解決が難しい場合に、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、秘密が厳守され、費用はかかりません。正規社員および非正規社員の人ももちろん事業主の人も利用できる制度です。

●問

県労働委員会事務局 ☎ 096・333・2753

お知らせ 県庁プロムナード 犬猫合同譲渡会

11月9日（土）に県庁プロムナードで犬猫の譲渡会を開催します。今回で4回目となる、県内動物愛護団体との合同譲渡会です。個性豊かな動物たちと一緒にお待ちしています。

●問

県健康危機管理課 ☎ 096・333・2248

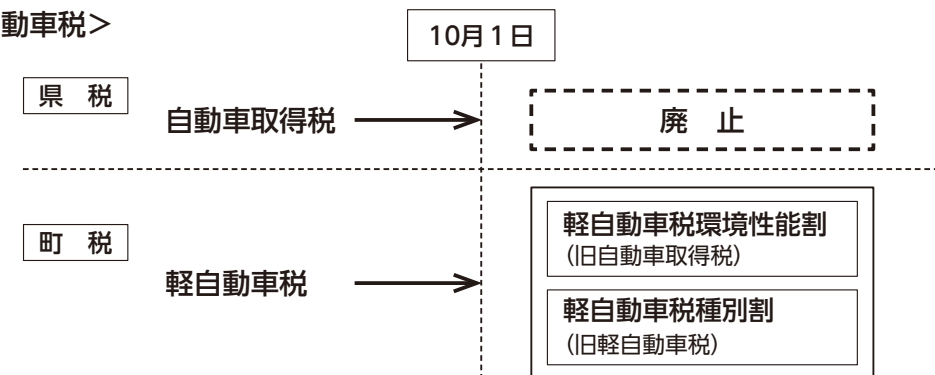
10月1日から軽自動車税が変わります！

税制改正により、10月1日から、自動車取得税（県税）に代わり、軽自動車税に「環境性能割」が導入されます。

現行の軽自動車税は、「種別割」へと名称が変わります（税率などに変更はありません）。

この改正に伴い、軽自動車税は、「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

<軽自動車税>



●環境性能割とは

10月1日以降の自動車および軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず、取得された車両（取得価額が50万円を超えるもの）に対して、燃費性能などに応じて課税されます。

※当分の間、熊本県が賦課徴収などを行いますので、これまでの自動車取得税と納め方は変わりません。

※10月から令和2年9月までの間に自家用の乗用車を取得する場合、環境性能割の税率が1％軽減されます。

問 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723

お知らせ 熊本県屋外広告物条例の一部改正

屋外広告物の安全性の確保・向上のため、以下のとおりルールが変わりました。

- ①管理義務を負う人の範囲の拡大
- ②有資格者による点検の義務化
- ③許可が必要な屋外広告物については、点検結果の提出義務化

詳しくは

熊本県 屋外広告物 安全点検

で検索ください。

●その他

熊本市の屋外広告物については、熊本市都市整備景觀課（☎ 096・328・2508）へお問い合わせください。

●問

県都市計画課 ☎ 096・333・2522（熊本市を除く）

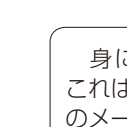
消費生活Q&A

身に覚えのない料金の請求



（安 しん子ちゃん）

Q 携帯電話に「有料サイトの登録料が未納になっています。今日中にお電話頂けない場合は法的手段を取ります。」とメールが来たんだけど、まったく身に覚えがないの。電話した方がいいかな。



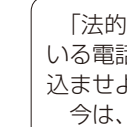
（なごワン）

A 身に覚えがないなら、電話したらいけないワン。これは実際に存在する会社の名前をかたって料金請求のメールが送られてくる架空請求だワン。



（安 しん子ちゃん）

Q えーそうなんだ。私が利用している会社の名前だったから、何か知らない間に登録したんじゃないかと心配だったの。



（なごワン）

A 「法的手段」と言う言葉で不安をあおり、記載されている電話番号に電話させて、あの手この手でお金を振り込ませようとするワン。今は、コンビニで売っているギフトカードで支払わせる手口が多いワン。決して電話せず、支払う前に消費生活相談窓口で相談するといいワン。

町の消費生活相談窓口 本庁 総務課 ☎ 0968・86・5720